可欠である。

第一章 主権者または国家の支出(十二)

第四部 主権者の威厳を維持するための支出

によって変わる。 め の費用が要る。その規模や水準は、 君主や国家元首といった主権者には、 社会の発展段階や成熟度、 職務経費とは別 に、 威信 さらに政体や統治形態 ·権威 品 位を保 うた

趨勢に、君主だけが背を向け続けることを期待するのは現実的ではない。 君主の支出も同様の分野で増えるのは自然であり、 61 富が蓄積し繁栄が進み、 調度・食卓・服装・乗り物・側近に至るまで支出が膨らむ傾向が強まる。こうした 制度が整い、 贅沢が広がる社会では、 地位の威信や威厳を保つうえでも不 身分の別なく、 結果として、 住ま

大きくなるのは避けられない。 て保つ水準をはるかに上回る高みに置かれる。 威信・威厳・ 尊厳という点で、 般に、 君主は臣民に対し、 君主の宮廷には総督や市長の公邸を凌ぐ華やか その地位と格式を維持するための支出 共和国の最高行政官が市民に対

さと壮麗さが求められ、その豪奢は当然視される。

結論

かぎり負担能力に応じて応分に拠出するのが合理的で望ましい。 社会の安全を守る費用と、 ゆえに、その負担は社会全体で分かち合うのが妥当であり、 統治者の威信を保つ費用はいずれも公益に資する支出であ 社会の構成員は可能な

用・手数料)を求めるのが相当である。一般財源で負担すべきは、手数料を支払う資力 である。したがって、事情に応じて、このいずれか、または双方に特別負担 態を招いた当事者にあり、 当ではない。 の ない者が有罪となる場合に限るのが適切だ。 法に要する費用は社会全体の利益に資する支出とみなされ、 ただし、 費用発生の原因は、不正によって裁判上の救済や保護を要する事 直接の受益者は裁判所によって権利の回復・維持を受ける側 般財源で賄っても不 (裁判費

荷を負わせたりすべきではない。恩恵が一部にとどまる費用を社会全体で負担するのは、 地域や州の歳入で賄うべきであり、社会全体の一般財源に付け替えたり、 便益が特定の地域や州に限られる支出(たとえば、 ある町や地区の警察費) 社会全体に重 は、 当該 妥当で、むしろ一定の利点が見込める。

公平を欠き、正当化しがたい。

に及ぶのは、 め、 道路や交通 広く一般財源で賄っても不公平ではない。 地点間を移動する旅行者や物資の運搬者、 通 信網 の適切な維持管理 に かか ただし、 る費用は社会全体にも利益をもたらすた およびその恩恵を受ける消費者 その便益が最も 即 時 か

直

接

的

接の受益者が全額負担する、 金は、こうした主体に費用負担を求めることで、 である。イングランドのターンパイクの通行料や、 教育や宗教的指導 公的負担で賄うの の制 が適切である。 度運営に要する費用は、 あるいは必要と考える人の任意拠出で賄う方法も同程度 ただし、その費用を当該の教育 社会全体に広く利益が及ぶ性 諸国でペアージュと呼ばれる通行 般財源の負担を大きく軽減 宗教 的指 質 して 導 の の 直 課

維持するための経費を賄 源 分に維持できな れら一般財源、 は 社会の利益となる制度や公共事業が、 防衛費など社会防衛に要する費用と、 i s すなわち一般収入・公収入の源泉については、 場合、 61 その不足分は原則として社会全体で共同 さらに各種の個別 主たる受益者 最高行政官すなわち統治の 部門別財源の不足を埋める役割を担 直 接の受益者の拠出だけ 負担 次章で詳述する。 L 長 て補 の公的 う。 権 で 般 は 威 +財